

青森県報

第二千百十六号

平成十四年十二月二十四日(火曜日)

青森県規則第八十三号

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県農業改良資金貸付規則(昭和三十一年十月青森県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金」を「農業改良資金」に改める。

第二条及び第三条を次のように改める。

(貸付金の内容、限度額、償還期間等)

第二条 県の貸し付ける農業改良資金(以下「貸付金」という。)は、第二条に規定する農業改良措置(以下「農業改良措置」という。)を実施するのに必要な次に掲げる資金とする。ただし、第八号から第十号までに掲げる資金にあつては農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十二条第一項に規定する農業経営改善計画(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第二条の五に規定する経営改善計画及び果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)第三条第一項に規定する果樹園経営計画を含む。)の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)のみを、第十一号に掲げる資金にあつては認定農業者及び持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成十一年法律第十号)第四条第一項に規定する導入計画の認定を受けた者(以下「エコファーマー」という。)のみを対象とする。

一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金

二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金

三 家畜の購入又は育成に必要な資金

四 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作付条件の整備に必要な資金

目次

規則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則……………(団体経営改善課) ……一

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………(同) ……二

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則……………(同) ……三

告示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………(青少年男女共同参画課) ……三

青森県農業改良資金貸付基準の廃止……………(団体経営改善課) ……三

公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポーツ振興課) ……三

規則

青森県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

青森県知事 木村守男

五 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に對する対価の全額を一時に支払つのに必要な資金

六 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に對する借賃の全額を一時に支払つのに必要な資金

七 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

八 品種の転換を行うのに必要な資金

九 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

十 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

十一 前各号に掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費、資材費、雇用労賃又は機械・施設の修理費（農業改良措置の実施に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

2 貸付金の一農業者等ごとの限度額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額（認定農業者以外のものにあつては、当該額又は農業改良措置の実施に必要な経費の額の八割に相当する額のいずれか低い額）とする。

一 個人 千八百万円

二 法人その他の団体 五千万円

3 貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年以内（次に掲げる資金にあつては、十二年以内）とする。

一 法第五条第一項に規定する特定地域資金

二 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第三百三十四号）第一項に規定する資金

4 貸付金の据置期間は、三年以内（法第五条第一項に規定する特定地域資金にあつては、五年以内）とする。

（借受資格）

第三条 貸付金の貸付けを受ける資格を有するものは、次の各号のいずれかに該当す

る農業者等とする。ただし、第七号に掲げる者にあつては、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定導入計画に従つて同法第二条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する場合に限る。

一 認定農業者

二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第四条第一項の認定を受けた者であつて、農業経営の開始後五年以内であり、かつ、当該認定後十年以内のもの

三 次の要件を満たす個人

イ 農業所得が総所得の過半を占めており、又は農業に係る粗収益が二百万円以上であること。

ロ 主として農業経営に従事する青壮年（十六歳以上六十五歳未満の者をいう。以下同じ。）であり、又はその家族に主として農業経営に従事する青壮年がいること。

ハ 六十歳以上の者にあつては、その後継者が、現に主として農業に従事し（青森県農業大学校又は青森県営農農大に就学している場合等を含む。）、かつ、将来においても主として農業に従事する見込みがあると認められること。

ニ 簿記の記帳を行つており、又は行うことが確実と見込まれること。

四 前号に掲げる者が行う家族農業経営に従事する者で、次の事項が明確になつてい家族経営協定を締結しているもの

イ 当該家族農業経営のうちの一部の部門について主宰する権利があること。

ロ イの部門の経営の損失を負担する義務及び収益を処分する権利があること。

五 次の要件を満たす法人

イ 農業に係る売上高が総売上高の過半を占めており、又は農業に係る粗収益が一千万円以上であること。

ロ その法人の行う農業に常時従事する組員、社員又は株主がいること。

六 前各号に掲げる者が全構成員の過半を占める法人格を有しない団体で、次の要件を満たす規約を有しているもの

イ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。

ロ 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手續が明らかとなつていこと。

ハ 会費又は融資の対象となる施設の利用料を徴収する場合にあつては、その徴収方法が衡平であること。

二 当該団体の意思決定の機関及びその決定の方法が明らかとなっており、当該意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
ホ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項が明らかとなつて
いること。

七 エコファーマー

第五条中「貸付けの償還期間が一年以内のものにあつては一時払、その他の貸付金にあつては」を削り、「均等年賦支払」を「均等割賦支払」に改める。

第八条中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「借受申請」を「借入申込み」に改め、「虚偽の」の下に「申立て又は」を加える。

第九条の見出しを「(借入れの申込み)」に改め、同条中「貸付申請書(第一号様式)」を削り、「事業計画書(以下「事業計画書」という。)を添えて」を「借入申込書及び経営改善資金計画書(以下「借入申込書等」という。)を」に改め、同条に次の一項を加える。

2 貸付金の貸付けを受けようとするものが団体である場合には、借入申込書等に団体の概要(第一号様式)を添付しなければならない。

第十条第一項中「貸付申請書及び事業計画書」を「借入申込書等(団体にあつては団体の概要を含む。以下同じ。)」に改め、同条第二項中「申請者」を「申込者」に改める。

第十一条中「貸付申請」を「借入申込み」に改める。

第十二条中「貸付申請書又は事業計画書」を「借入申込書等」に改める。

第十九条中「貸付申請書及び事業計画書」を「借入申込書等」に、「第十条第一項第一号及び第二号」を「第十条第一項第二号及び第三号」に改める。

第一号様式その一を削り、同様式その二の注の一中「貸付申請」を「借入申込み」に改め、同注の二を同注の三と同一、同三の前に次のように加える。

2 借入申込みを行うものが法人格を有しない団体である場合は、団体構成員の経営概要一覧表(第一号様式その二)を添付すること。

第一号様式中その二をその一と同一、同様式その三中「申請」を「借入申込み」に改め、同その三を同様式その二と同一とする。

第二号様式を次のように改める。

第2号様式 (第10条関係)

農業改良資金貸付決定通知書

連帯保証人	
連帯債務者	

貸付方法 コード	財 源 コード	地 方 コード	普及センター コード

種類名	
種目名	

取扱融資機関 コード	取扱融資機関名

様

年 月 日付けで借入申込みの
あった農業改良資金の貸付けにつ
いて、右のとおり決定したので通
知します。

年 月 日

青森県知事



貸付金額
千円

注1 償還計画を別途作成し、添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

振川印禁在中「年第 号」や「年 (農水) 第 号」印がある。
振川印禁中は次のように印がある。

第4号様式 (第13条関係)

(表)

収入印紙
ちょう付欄

農業改良資金借用証書

農業協同組合扱い

	貸付決定日	年 月 日
	貸付決定番号	年(農水)第 号
借入金額	円	
資金の種類		
資金の種目		
償還期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
償還方法	1回	
	2回	1回目の償還金額 円
	4回	2回目以降の償還金額 円
	12回	(回)

上記のとおり農業改良資金を借用しました。については、青森県農業改良資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に遅滞なく実行することを確約します。

年 月 日

青森県知事 殿

住所 借受者 氏名 (印)	住所 借受者 氏名 (印)
住所 同上 氏名 (印)	住所 同上 氏名 (印)
住所 同上 氏名 (印)	住所 同上 氏名 (印)

連帯保証人は、上記資金の借受けにつき、青森県農業改良資金貸付規則及び裏面の特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の弁済の責めに任じます。

連帯住所 保証人氏名 (印)	連帯住所 保証人氏名 (印)
住所 同上 氏名 (印)	住所 同上 氏名 (印)
住所 同上 氏名 (印)	住所 同上 氏名 (印)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(裏)

青森県農業改良資金借用証書特約条項

(一時償還)

第1条 農業改良資金の貸付けを受けた者(以下「乙」という。)は、青森県(以下「甲」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 乙がこの借入金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は借入後長期にわたり使用しないとき。
- (2) 乙が償還金の支払を怠ったとき。
- (3) 乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申立て、申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- (4) 乙につき仮差押え、差押え若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (6) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良、造成、復旧又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡され、若しくは転用されたとき、又は公用収用されたとき。
- (9) 乙が青森県農業改良資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- (10) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたととき。

(繰上償還)

第2条 乙は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(報告)

第3条 乙は、事業完了後30日以内に甲に対し、事業完了報告書を提出する。なお、共同で借り受けた場合には、事業完了報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印する。

- 2 乙は、この資金の貸付けの対象事業の遂行が困難となつた場合又は対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い、経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - (1) 乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、乙の連帯保証人(以下「丙」という。)若しくは乙の物上保証人(乙以外の者であつて、別に締結する担保権設定契約に基づき、この借入金債務の担保を提供したものをいう。以下「丁」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - (2) 丙又は丁の資産又は事業の状況に著しい変動を生じ、又は生じるおそれのある場合

(調査)

第4条 乙は、甲の職員が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の職員が、担保物件への立入り等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

(違約金)

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、青森県農業改良資金貸付規則第17条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があつた場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

3 乙は、第1条第1号、第3号又は第9号の規定により貸付金の一時償還の請求を受けた場合において、これらの規定に該当することについて乙の故意が認められるときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の金額につき年12.25パーセントの割合で計算した一時償還の請求に係る違約金を併せて支払う。

(連帯保証人)

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき、乙と連帯し、乙と丙との間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負う。

2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

3 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(担保の提供)

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に基づき、甲の指定した資産を借入金債務の担保として提供する。

(担保の保全)

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしない。

2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

(担保の追加)

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

2 甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これを変更する。

(法定代位者の変動等)

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者若しくは連帯保証人を変更し、若しくはその債務の免除を行い、又は物上保証人を変更し、若しくはその担保の変更を行つても異議を申し立てない。

2 丙又は丁は、甲乙間で償還期限又は据置期限の変更を行つても異議を申し立てない。

(法定代位者が弁済した場合の求償制限)

第12条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

(担保の処分)

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に関する訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

振付印券付付「(生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、
農家生活改善資金、青年農業者等育成確保資金)」を記し、「資金種目」を「資
金の種目」に改める。
第六号様式を次のように改める。

第6号様式 (第17条関係)

農業改良資金支払猶予申請書

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
申請者 氏名又は名称
及び代表者氏名

印

年 月 日付け貸付決定番号、 年 (農水) 第 号で貸付決定の通知を受けた農業改良資金について、支払を猶予して下さるよう、下記のとおり申請します。

記

資 金 の 種 類	
借受者の氏名又は名称	
借 受 金 額	円
当 初 の 償 還 期 間 及 び 償 還 方 法	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで 1回 2回 均等償還 1回目の償還金額 円 4回 2回目以降の償還金額 円 12回 (回)
支払猶予を受ける期間 及 び 償 還 金 額	年 月 日から 年 月間 年 月 日まで 償還金額 円 (回分)
支 払 猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由	

- 注1 支払猶予を受けようとする理由欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記載すること。
- 2 支払猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第七号様式を次のように改める。

第7号様式 (第18条関係)

農業改良資金支払猶予決定通知書

猶予決定番号 年 (農水) 第 号

年 月 日付け貸付決定番号、 年 (農水) 第 号で貸付決定の通知をした農業改良資金について、下記のとおり支払の猶予の決定をしたので通知します。

年 月 日

殿

青森県知事

印

記

資 金 の 種 類	
借受者の氏名又は名称	
借 受 金 額	円
当 初 の 償 還 期 間 及 び 償 還 方 法	償還期間 年 月 日から 年 月 日まで 1回 2回 均等償還 1回目の償還金額 円 4回 2回目以降の償還金額 円 12回 (回)
支 払 を 猶 予 す る 期 間 及 び 償 還 金 額	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間 償還金額 円 (回分)

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の青森県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている農業改良資金については、なお従前の例による。

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十四年十二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十四号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
 青森県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年三月青森県規則第十三号）の
 一部を次のように改正する。
 第二条の表を次のように改める。

農業近代化資金の種類	利率	子 補 給	
		率	率
一 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金	年 一・二五パーセント	年 一・二五パーセント	年 〇・四五パーセント
二 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金	年 一・二五パーセント	年 一・二五パーセント	年 〇・四五パーセント
三 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金	年 一・二五パーセント	年 一・二五パーセント	年 〇・四五パーセント
四 農林水産大臣の定める規模を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金	年 一・二五パーセント	年 一・二五パーセント	年 〇・四五パーセント
五 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する資金で農林水産大臣が指定するもの	年 一・二五パーセント		

法第二条第二項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる融資機関が同条第一項第一号に掲げる者に貸し付ける場合

法第二条第二項第一号に掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合

法第二条第二項第二号から第五号までに掲げる融資機関が同条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合

<p>六 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第二条第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）</p>		<p>年 一・二五パーセント</p>	<p>年 〇・四五パーセント</p>
<p>七 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金</p>	<p>年 一・二五パーセント</p>	<p>年 一・二五パーセント</p>	<p>年 〇・四五パーセント</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成十四年七月一日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。この場合において、同日から同月四日までの間に貸付けのなされた農業近代化資金に係る利子補給金についての改正後の規則第二条の規定の適用については、同条の表中「年 〇・四五パーセント」とあるのは、「年 〇・六パーセント」とする。

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第八十五号

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成十三年十二月青森県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「農業経営負担軽減支援資金金融通措置要綱」を「農業経営負担軽減支援資

金実施要綱」に改める。

第六条第一項第一号中「農業経営資源活用総合融資基本要綱」を「農業負債整理関係資金基本要綱」に改め、「第三の一の」の下に「経営改善計画書（以下「経営改善計画書」という。）に記載された」を加え、「以下同じ」を削り、同項第二号中「経営改善計画の書類」を「経営改善計画書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第六百五十七号

青森県青少年健全育成条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号）第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十四年十二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

指定番号	種別	名 称	発行者（製作者）名	該当条項

二七五	二七五	二七五	二七五	二七五	二七四	二七四	書籍
一月号	一月号	一月号	一月号	一月号	一月号	一月号	レディースコミックタブー
Chuっススペシャル	ボンバー	コミック ザ・ベストMAGAZINE VOL.002	コミック まあるまん	コミックスコミック微熱	トップ・スピード	レディースコミック	一九六七・〇一
一六一五・一	〇八五・三・〇一	一四〇七八・二二	一三七〇一・一	〇九六六三・一	〇六八三七・〇一	〇六八三七・〇一	三和出版
社	ワイズ	KKベストセラーズ	ぶんか社	セブン新社	サン出版	セブン新社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
ワニマガジン							

青森県告示第六百五十八号

昭和三十九年十月二十七日青森県告示第九百六十二号（青森県農業改良資金貸付基準）は、廃止する。

平成十四年十二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日
平成十四年十二月十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人青森県男女共同参画研究所
- 三 代表者の氏名
蒔苗 正子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市橋本三丁目二の一四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、県民及び団体等に対して、男女共同参画に関する講座等の事業を行い、男女共同参画社会の推進に寄与することを目的とする。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭